

内閣府令第 号

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の施行に伴い、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令を次のように定める。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令

次に掲げる府令は、廃止する。

- 一 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十一年大蔵省令第五十四号）
- 二 抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十三年大蔵省令第三十五号）
- 三 金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第十八号）
- 四 外国証券業者に関する内閣府令（平成十年^{総理府}大蔵省令第三十七号）
- 五 金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第七十六号）

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（次条において「整備法」という。）の施行の日から施行する。

(処分等の効力)

第二条 整備法の施行前にしたこの府令による廃止前の本則各号に掲げる府令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）、金融商品取引業協会に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）又は金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）の規定に相当の規定があるものは、整備法又は証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第 号）附則に別段の定めがあるものを除き、金融商品取引業等に関する内閣府令、金融商品取引業協会に関する内閣府令又は金融商品取引所等に関する内閣府令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

